

令和7年度 結婚新生活支援事業

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）を支援します。

夫婦ともに 29 歳以下 : **60 万円**以内

夫婦ともに 39 歳以下 : **30 万円**以内



<対象世帯>



次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ 世帯所得が500万円未満の世帯

<対象となる費用>

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用
- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



<補助金額>



- ◇ 夫婦ともに、29歳以下の世帯（ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※）は、上記の新居の住宅費、引越し費用を合わせて、1世帯あたり上限60万円
- ◇ 夫婦ともに、39歳以下の世帯（ご夫婦の所得をあわせて500万円未満※）は上限30万円
- ◇ 夫婦ともに、39歳以下（所得要件なし）の世帯は上限15万円

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除



新婚生活を応援

最大 60 万円補助

～補助金申請の流れ～

婚姻届提出後、次の書類を提出してください



必要書類	貸与型奨学金返済の場合	住居費申請の場合	引越し費用申請の場合	結婚を機に離職した場合
<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書 または <input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本※	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し	<input type="checkbox"/> 売買契約書、 工事請負契約書、 賃貸借契約書、 領収書などの 写し	<input type="checkbox"/> 領収書の 写し	<input type="checkbox"/> 離職票の写し または 退職証明書など 離職したことが 分かる書類の 写し
<input type="checkbox"/> 世帯全員分の 住民票の写し※		<input type="checkbox"/> 住宅手当支給 証明書 ※結婚を機に住宅を 貸借したとき		
<input type="checkbox"/> 所得証明書 または <input type="checkbox"/> 非課税証明書※				
<input type="checkbox"/> 納税証明書※				

※町に住民登録がある方は、申請書の同意及び確認の欄に署名・押印することにより、省略可

町が提出の書類を確認し、補助金交付決定書を送付



補助金交付請求書を提出する



指定の口座へ振り込みます



【問い合わせ】 東庄町 総務課 企画係 ☎0478-86-6084